令和２年６月吉日

婚活・ブライダル事業者各位

婚活・ブライダル振興議員連盟

会長　三原じゅん子

**婚活・ブライダル業界で活用いただける主な支援策について**

拝啓　入梅の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は、婚活・ブライダル振興議員連盟の活動に一方ならぬご理解とご厚情を賜り、心から御礼を申し上げます。

婚活・ブライダル業界で活用いただける政府の主な支援策をまとめましたので、ご活用いただけますと幸甚に存じます。

ご心配事や国へのご要望などございましたら、いつでもご連絡ください。自民党の提言や政府の対策などに盛り込まれるよう最大限努力させていただきます。

敬具

**お困り事や、政策要望をお持ちの方は、事務局長　衆議院議員 石崎徹事務所までFAXかメールアドレス（ishizaki1020@gmail.com）でご連絡先・要望等をお送りください。**

**FAX返信03-3508-3341**

**企業名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ご担当者お名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**

**TEL/FAX＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**

**政策要望等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**婚活・ブライダル業界で活用いただける主な支援策について**

※以下の詳細、及びその他の支援事業については、経済産業省HPや内閣官房HPをご確認下さい。

（内閣官房コロナ特設ページ）<https://corona.go.jp/action/>

（経済産業省コロナ対策ページ）<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

（支援策一覧パンフレット）<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

1. 給付金

**（１）持続化給付金**

【対象】

　中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランス含む個人事業者等

【要件】

①新型コロナの影響で１月の売上げが前年同月比で50％減少している。

②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続の意思がある事業者。

③（Ⅰ）資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は（Ⅱ）常時使用する従業員の数が2000人以下。

【給付額】

**法人は200万円、個人事業者は100万円**

【詳細HP】

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

**（2）家賃支援給付金　※第2次補正予算の成立が前提**

【対象】

　中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等

【要件】

5月～12月において、①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50％以上減少、又は②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30％以上減少。

【給付額】

申請時の直近の支払い家賃に基づき算出される月額給付額（給付率2／3）の6倍を支給。

※詳細は決まり次第経済産業省HPに掲載予定

**（３）雇用調整助成金　＜厚労省事業＞**

【対象】

　大企業、中小企業、小規模事業主

【要件】

事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が雇用維持を図った場合

【給付額】

休業手当支払い相当額×助成率（大企業：3/4、中小企業9/10又は10/10）

【HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html>

**※第2次補正予算で一部拡充予定**

1. 資金繰り

**（１）実質無利子・無担保融資**

【対象】

　中小企業、小規模事業者、個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）

【要件】

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号(※)、危機関連保証のいずれかを利用した場合、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を実施。(※)ブライダル業界はセーフティネット保証5号に指定されています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm>

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 売上高－5％ | 売上高－15％ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人事業主  （事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ） | 保証料ゼロ・金利ゼロ | |
| 小・中規模事業者 | 保証料1／2 | 保証料ゼロ・金利ゼロ |

【HP（リーフレット）】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shien-flyer2.pdf>

**（２）中小企業向け資本制資金供給・資本増強支援**

**※第2次補正予算の成立が前提**

**①　資本性劣後ローン**

【対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、①スタートアップ企業、②企業再建に取り組む中小企業、小規模事業者、等

【貸付限度、期間】

＜限度＞最大7.2億円、＜期間＞5年1ヶ月、10年、20年（期限一環償還）

**②　ファンド**

※詳細は決まり次第経済産業省HPに掲載予定

**（３）中堅・大企業向け資金繰り支援※第2次補正予算の成立が前提**

【対象】

　中堅企業、大企業

【要件】

　新型コロナの影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同期に比べ5％以上減少している企業の運転資金、設備資金として。

**①　危機対応融資**

　通常金利（中堅企業は-0.5％）、設備資金20年／運転資金20年、上限無し

**②　資本性劣後ローン**

※詳細は決まり次第経済産業省HPに掲載予定

1. 設備投資、需要喚起等補助金

**（１）ものづくり・商業・サービス設備導入補助**

【対象】

　新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を行う中小企業、小規模事業者等。

【補助上限】

　原則1,000万円

【補助率】

　通常枠：中小 1/2、小規模 2/3

　特別枠：類型A　2/3、類型B又はC 3/4

※さらに、ガイドラインに基づいた取組を行う場合には、対策費として50万円を上乗せ**（第2次補正予算で拡充予定）**

【HP】

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

**（２）持続化補助（一般型、コロナ特別対応型）**

【対象】

　小規模事業者等の販路開拓等の費用を補助。

【補助上限】　50万円、特に新型コロナウイルスの影響を乗り越えるための取組は100万円

【補助率】　2/3、コロナ特別対応型のうち類型B又はCは3／4

※さらに、ガイドラインに基づいた取組を行う場合には、対策費として50万円を上乗せ**（第2次補正予算で拡充予定）**

【HP】

全国商工会連合会<http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/>

日本商工会議所<https://r1.jizokukahojokin.info/>

**（３）大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業＜環境省事業＞**

【対象】

　不特定多数の人が集まる業務用施設（※）に対して、換気設備や空調設備を初めとする高効率機器等の導入を支援。

（※）対象施設の詳細は現在調整中で、今後詳細が以下事業HP に掲載される予定

【補助率等】

　①　中小企業が運営する不特定多数の人が利用する業務用施設：補助率2/3

　②　①以外のその他業務用施設：補助率1/2

【HP】

公募要領は、決まり次第以下HPにて掲載される予定です。

<http://www.siz-kankyou.jp/2020hoseico2.html>

事業概要（環境省HP）

<https://www.env.go.jp/guide/budget/r02/r0204-hos-gaiyo/001.pdf>

1. その他（需要喚起、アフターコロナ）

**（１）Go Toキャンペーン※第2次補正予算の成立が前提**

* 以下、現時点の公表情報のスキーム、及び担当課への聞き取りを元に、ブライダル事業者の方に活用いただけると考えられる形をご紹介しますが、他にも活用方法はあり得ると思いますので、是非アイディアをお寄せ下さい。

◆活用イメージ

【観光キャンペーンと一体として】　＜観光庁事業＞

　遠方からの結婚式参列者がホテルに宿泊する場合、参列者が、旅行業者が販売する旅行商品として購入することで、代金の1/2相当分のクーポン等が付与（最大2万円／人）。

【イベント等キャンペーンと一体として】

　ブライダル事業者において、内覧会や見学会、試食会等を開催する際、当該参加料をチケットとしてチケット会社経由で販売することで、参加者が割引・クーポン等の付与（2割相当文）

**（２）JAPANブランド育成⽀援等事業※6/8公募開始**

* 現時点の公表情報のスキーム、及び担当課への聞き取りを元に、ブライダル事業者の方に活用いただけると考えられる形をご紹介しますが、他にも活用方法はあり得ると思いますので、以下HPにて公募要領等をご確認の上ご検討下さい。

【事業HP】

<https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/2020/200608Jbrand-koubo.html>

【対象】

　中⼩企業・⼩規模事業者が新たな商品やサービスの開発、ブランディング、販路開拓などの市場調査、広報費等を補助。

◆活用イメージ

　例えば、本事業に採択されたドレスメーカーや貸衣装等の事業者や、結婚式場運営の事業者が、地域産業資源を活用するなどした新たな商品やサービスを開発し、国内・海外展開する場合、必要となる新商品開発に伴う試作品の制作、販路の市場調査、専門家招聘、展示会出展、広報費等が補助対象となります。

**（３）コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金※すでに公募開始しています**

* 公表情報のスキーム、及び担当課への聞き取りを元に、ブライダル事業者の方に活用いただけると考えられる形をご紹介しますが、他にも活用方法はあり得ると思います。

【事業HP】

<https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr1/>

【対象】

　コンテンツ（映像、音楽、キャラクター等）を活用して海外展開を促進する事業者に対して、海外の宣伝媒体（テレビCM、屋外広告、WEB等）に出稿する場合の対象経費を1/3補助。

◆活用イメージ

　例えば、日本のブライダル事業者がインバウンドを見込んだ海外向け広報映像を制作した場合、その映像のローカライズや、海外広告宣伝に係る費用等が一案件につき2,000万円を上限として補助されます。